

キャリアアップ助成金

短時間労働者労働時間延長コース

増額措置等を延長
令和6年9月末
(予定)

有期雇用労働者等の週所定労働時間を延長し新たに社会保険を適応した場合に助成されます。

助成額

① 短時間労働者の週所定労働時間を週3時間以上延長し社会保険に適用した場合



①と②合わせて、1年度1事業所当たり支給申請上限人数は45人まで

支給額は1人当たりの金額です。

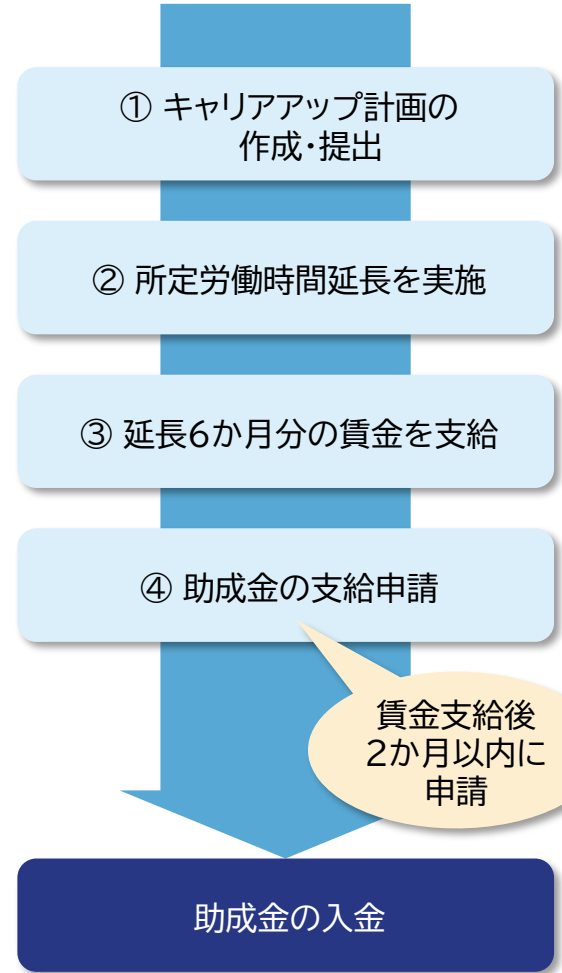
労働時間数	中小企業		中小企業以外	
	支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成
3時間以上	225,000円	284,000円	169,000円	213,000円

令和4年4月1日から要件が緩和されました。週5時間以上延長→週3時間以上延長

② 『賃金規定等改定コース』『選択的適用拡大導入時処遇改善コース』と併せて新たに社会保険に適用した労働者の手取り収入が減少しないように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成

労働時間数	昇給割合	中小企業		中小企業以外	
		支給額	生産性要件達成	支給額	生産性要件達成
2時間以上	8%以上	110,000円	140,000円	83,000円	105,000円
1時間以上	13%以上	55,000円	70,000円	41,000円	52,000円

支給までの流れ



賃金支給後2か月以内に申請